

平成 24 年 2 月 2 日

退職給付（ステップ 1） 適用時期の検討

1. 検討の背景

- 平成 22 年 3 月に公表した公開草案では、下記の適用時期を提案していた。

項 目	適用時期
(1) (2)を除くすべて（未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法及び開示の拡充など）	平成 23 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用する。ただし、平成 23 年 3 月 31 日以前に開始する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用することができる。
(2) 退職給付債務及び勤務費用の計算方法の見直しなど	平成 24 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首から適用する。ただし、平成 24 年 3 月 31 日以前に開始する事業年度の期首から適用することができる。

(2)の適用にあたっては、その適用前に期間定額基準を採用していた場合であっても、適用初年度の期首において、給付算定式に従う方法を選択することができる。

- 公開草案に対するコメントの中には、適用時期について、さまざまな意見が寄せられた（参考 1 を参照）。
- 第 227 回企業会計基準委員会（平成 23 年 6 月 30 日）において適用時期を審議し、公開草案の時期よりも 1 年程度変更する方向性を検討している。
- 現在もなお審議が継続中の状況を踏まえ、適用時期を改めて検討する。

2. 未認識項目の一括負債計上

(1) 強制適用

公開草案	昨年 6 月の方向性	検討の方向性
平成 23 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の年度末（＝平成 24 年 3 月末）から。	A 案：平成 24 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首（＝平成 24 年 6 月第 1 四半期）から。 B 案：平成 24 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の年度末（＝平成 25 年 3 月末）から。	平成 25 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の年度末（＝平成 26 年 3 月末）から。

（考え方）

- ✓ 未認識項目の金額は注記情報として年度末で把握していることから会計基準の改正に直ちに対応可能であるとしても、退職給付会計の重要性や改正による影響を十分考慮する必要がある。
- ✓ 最終基準の公表後、関係各方面における準備期間を一定程度確保する観点から、昨年6月に示した方向性の適用時期よりもさらに1年変更することでどうか。

(2)早期適用

公開草案	昨年6月の方向性	検討の方向性
平成23年3月31日以前に開始する事業年度の年度末から。	1案：平成24年3月31日以前に開始する事業年度の年度末から。 2案：平成24年4月1日以後開始する事業年度の期首（＝平成24年6月第1四半期）から。	平成25年4月1日以後開始する事業年度の期首（＝平成25年6月第1四半期）から。

（考え方）

- ✓ 年度内の会計処理を首尾一貫させたい、各四半期末及び年度末の財務情報を合わせたなどのニーズに配慮し、上記の方向性でどうか。なお、この場合、期首時点で、前期末の未認識項目の残高を純資産の部に直接計上することになる。

3．退職給付債務及び勤務費用の計算方法

(1)強制適用

公開草案	昨年6月の方向性	検討の方向性
平成24年4月1日以後開始する事業年度の期首から（＝平成24年6月第1四半期）。	a案：平成25年4月1日以後開始する事業年度の期首（＝平成25年6月第1四半期）から。 ただし、当該期首からの適用が困難と認められる会社については、所定の注記を条件に、平成26年4月1日以後開始する事業年度の期首（＝平成	平成26年4月1日以後開始する事業年度の期首（＝平成26年6月第1四半期）から。

	<p>26年6月第1四半期）からも認める。</p> <p>b案：平成26年4月1日以後開始する事業年度の期首（＝平成26年6月第1四半期）から。</p>	
--	---	--

（考え方）

- ✓ 公開草案に対するコメントでは、給付算定式基準への対応や割引率の見直しへの対応に準備期間を要するため、公開草案の適用時期よりも1年程度延期すべきという意見が多く寄せられた。こうした意見や現在の審議状況も踏まえ、昨年6月に示した方向性の適用時期よりもさらに1年変更することでどうか。

(2) 早期適用

公開草案	昨年6月の方向性	検討の方向性
平成24年3月31日以前に開始する事業年度の期首から。	<p>案：平成24年4月1日以後開始する事業年度の期首（＝平成24年6月第1四半期）から。</p> <p>案：（強制適用がa案の場合）認めない。（強制適用がb案の場合）平成25年4月1日以後開始する事業年度の期首（＝平成25年6月第1四半期）から。</p>	平成25年4月1日以後開始する事業年度の期首（＝平成25年6月第1四半期）から。

（考え方）

- ✓ IFRSの任意適用に向けた準備が開始されている状況にあるため、受託機関において相応の対応は可能と考えられ、早期適用したい会社のニーズに配慮し、上記の方向性でどうか。

(3) 給付算定式基準の選択

本会計基準の適用前に期間定額基準を採用していた場合であっても、退職給付債務及び勤務費用の計算に係る内容の適用初年度（早期適用を含む）の期首において、給付算定式基準を選択できる（公開草案と同様）。また、過去の期間の財務諸表に対しては遡及処理しない。

なお、本会計基準の適用初年度の翌年度以降において、正当な理由により退職給付見込

額の期間帰属方法を変更する場合には、会計方針の変更として扱い、原則として遡及適用することとなる。

4．注記の拡充

・強制適用

公開草案	昨年6月の方向性	検討の方向性
平成23年4月1日以後開始する事業年度の年度末（＝平成24年3月末）から。	平成24年4月1日以後開始する事業年度の年度末（＝平成25年3月末）から。	平成25年4月1日以後開始する事業年度の年度末（＝平成26年3月末）から。

（考え方）

- ✓ 最終基準を公表後、関係各方面における準備期間を一定程度確保する観点から、昨年6月に示した方向性の適用時期よりもさらに1年変更することかどうか。

以上

(参考1) 公開草案に寄せられたコメント(第205回企業会計基準委員会(平成22年7月6日)資料より抜粋)

適用時期等	
52) 1年延期すべき	適用時期を少なくとも1年延期すべきである。企業において、退職給付債務の評価方法を選択するのに相当の時間を要すると考えられることや、退職給付見込額の期間帰属方法の決定に関しては、我が国のIFRSの強制適用の可否が関わってくると考えられるためである。
	退職給付見込額の期間帰属方法の見直し及び割引率の見直しについて、その検討に相応の時間がかかると見込まれることから、適用時期を1年程度先延ばしすることが望ましい。
	IASBの動向も踏まえ、短期的な改訂を繰り返すことのないよう、導入時期等については十分な配慮をお願いする。なお、会計基準案第16項から第21項に関しては、適用時期を少なくとも1年程度は延期して頂きたい。
53) 一定の準備期間が必要	適用開始時期については、更なる準備期間(1年以上)が必要と考えられる。 理由： 退職給付見込額の期間帰属方法の変更及び割引率設定等は、専門的内容であるため企業が理解するのに相当の時間を要することが想定される。また、我が国の退職給付制度は、欧米の制度に比べてバリエーションが多いことから、退職給付債務の「新しい評価方法」を我が国の制度へ適用するにあたっては、十分な検討を行なう必要がある。さらに、システム改定等が必要となること等から対応に相応の期間が必要である。
	国際会計基準では2011年前半に第1フェーズの最終基準の公表が、わが国では2012年に国際会計基準を強制適用するかどうかの判断がなされる予定である。このようなスケジュールの中で、今回の会計基準の改定にあたっては、各企業で十分な検討や適切な判断ができるよう、その内容に応じた準備期間を設ける必要がある。
	退職給付見込額の計算について給付算定式に従う方法を選択した場合、年金数理人との協議を含めて実務対応に負荷がかかることが予想されるため、実務処理に定着が図れるよう十分な準備期間を考慮して頂きたい。
54) 改正IAS19の適用時期に配	数理計算上の差異の即時認識について、強制適用時期が2011年4月以後開始する事業年度の末日からと設定されているため、2011年中頃までの改善完了を予定している国際会計基準(改正IAS19号)の強制適用時期に先行し、国際会計

慮すべき	基準を導入している国に先駆けて「即時認識」が強制化される点に懸念がある。	
55) ステップ 2 以降に適用すべき	貸借対照表における即時認識について、IAS19号改正公開草案(フェーズ1)は、2011年上期には決着し内容が確定する見込みであり、IASBの公開草案の決着次第で本公開草案(ステップ1)はすぐ見直さなければならなくなるので、IASBの公開草案に合わせ来年度のステップ2を終えてから適用を開始すべきである。	
56) IFRS 強制適用を勧奨すべき	退職給付債務及び勤務費用の計算方法の適用時期について、わが国におけるIFRSを強制適用するかどうかの判断が2012年に行われること及びIAS19号改正(フェーズ1)の決着見込みが2011年上期であることから、その内容をよく吟味した上でスケジュール化すべきである。我が国の退職給付制度は多様であるため、いきなり給付算定式に移行するには無理がある。実際の各企業における選択は、IFRSの強制適用の有無が重要であり、アドプション議論の進捗度合いを勧奨し適用期日を定めるべきである。	

以上